

## 鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金等交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金等の交付について、鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金交付要綱(令和3年3月29日付鳥取県令和新時代創造本部長通知)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う企業(個人事業主を含む)、法人、又は団体の組織(以下「企業」という。)が行う誰もが働きやすい職場環境づくりや女性の就業促進、キャリア形成等の取組を支援することにより、女性が指導的立場で活躍する企業を増やすことを目的として交付する。

### (補助事業の内容)

第3条 補助事業の内容は、別表1に記載のとおりとする。

2 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当する企業であり、かつ補助金の支援項目ごとに別表1-1から別表1-5の「補助対象者」に記載のとおりとする。

- (1) 鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱(平成16年2月9日伺定め)による認定を受けていること。
- (2) 本補助金以外に同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受けようとしていないこと。ただし、別表1-5に規定する離職者雇用奨励金については、同一の対象労働者について、同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受けようとしていないこと。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。

### (補助対象経費等)

第5条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助対象外経費、補助率、補助金額上限、補助対象期間及び交付回数上限は、補助金の支援項目ごとに別表1-1から別表1-5に記載のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の支援項目ごとに別表1-1から別表1-5の「申請期限」に記載の日までに様式第1号による交付申請書に別表2に記載する必要な書類を添えて、一般社団法人鳥取県経営者協会(以下「経営者協会」という。)に提出しなければならない。ただし、別表1に記載の「離職者雇用奨励金」については、様式第1号による交付申請書にかわり、様式第2号による支給申請書を提出するものとする。

2 申請者が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、事前に経営者協会から補助金見込額の内示を受けた場合はこの限りでない。

### (補助金の交付の決定等)

第7条 経営者協会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査を行うものとし、その審査の結果に基づき補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するもの

とする。なお、決定にあたっては、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき条件を付し、又は修正を加えることができるものとする。

- 2 経営者協会は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付し、又は修正を加えたときには、その条件等を当該申請者に様式第3号により通知するものとする。なお、別表1に記載の「離職者雇用奨励金」については、様式第3号にかわり様式第4号により奨励金の支給を決定し、通知するものとする。

#### (交付申請の取下げ)

第8条 前条第2項の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して20日以内に限り、交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により交付申請が取り下げられたときは、当該交付申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

#### (補助事業の変更)

第9条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（次の各号に定めるもの以外の変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式第5号による変更承認申請書を経営者協会に提出しなければならない。

(1) 本補助金の額の増加を伴う変更。

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更。

- 2 前項の規定は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

- 3 経営者協会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

#### (補助事業遂行の義務)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

#### (実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別表1に記載の「離職者雇用奨励金」を除き、完了後10日以内に様式第6号による実績報告書に別表2に記載する必要な書類を添えて、経営者協会に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第12条 経営者協会は、前条の実績報告があった場合には、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により補助事業者に通知するものとする。

#### (交付決定の取消し)

第13条 経営者協会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、補助事業に関し、法令、条例若しくは他の規則に違反したとき。

(2) 補助事業者が、この交付要領の規定又は決定内容等に違反したとき。

- 2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

- 3 経営者協会は、第1項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部

若しくは一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができる。ただし、対象事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。

(2) 次のいずれかの事由(対象事業者の責めに帰すべきものを除く。)により、対象事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

ア 対象事業者が対象事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと。

イ 対象事業者が、対象事業に要する経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。

ウ その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

4 経営者協会は、第1項又は前項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 経営者協会は、前条第2項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

2 経営者協会は、交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える補助金を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

3 経営者協会は、別表1に記載の「離職者雇用奨励金」について、奨励金の支給を受けた企業が、偽りその他の不正な行為によって支給を受けた場合は、様式第8号による通知を行い、当該企業に対して支給の決定を取り消し、返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第15条 経営者協会は、補助事業の適正を期すために必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払い、請求)

第16条 経営者協会は、第12条により補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。なお、別表1に記載の「離職者雇用奨励金」については、第7条第2項に規定する奨励金の支給を決定したのち、奨励金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9号による支払請求書により、経営者協会に補助金の支払請求を行うものとする。

(書類の保存)

第17条 補助事業者は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、これらを保存しておかなければならない。

(1) 補助金の出納の状況

(2) 対象事業の遂行の状況

(3) 対象事業に係る収入及び支出の状況

(財産処分の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従って、適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産のうち次に掲げるものを、経営者協会の承認を受けずに交付目的に反して使

用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、経営者協会が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、航空機、浮標、浮き栈橋及び浮きドック
- (3) 前2号に掲げるものの従物
- (4) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。